

平成27年第1回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成27年1月28日(水曜日)午後3時30分
- 2 場 所 岐阜市立徹明小学校 会議室
- 3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、足立委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員
若山事務局長、長原事務局次長兼教育立市政策審議監、中本教育政策課長、川治学校教育審議監兼学校指導課長、丸山教育施設課長、豊吉岐阜東幼稚園長、小栗学校保健課長、種田岐阜商業高等学校事務長、内堀社会教育課長、石原図書館長、小森科学館長、黒田歴史博物館長、杉山青少年教育課長、影山中央青少年会館長、新木市民体育課主幹（課長代理）、長谷川教育政策課政策係長
- 5 職務のために出席した事務局の職員
久保田教育政策課主幹、真野教育政策課主任、波賀野教育政策課主任主事、森教育政策課主事
- 6 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第3 会議録署名者の指名
 - 第4 諸般の報告
 - (1) 「長良川の鵜飼漁の技術」の国指定無形民俗文化財への指定の答申について(社会教育課)
 - ※(2) 岐阜市立図書館館長の公募による採用について(図書館)
 - 第5 議事
 - (1) 第1号議案 岐阜市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例制定に関する教育委員会の意見について(教育政策課)
 - (2) 第2号議案 岐阜市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定に関する教育委員会の意見について(教育政策課)
 - (3) 第3号議案 岐阜市立幼稚園保育料に関する条例制定に関する教育委員会の意見について(教育政策課)

- (4) 第4号議案 岐阜市ドリームシアター岐阜条例の一部を改正する条例制定に関する教育委員会の意見について(青少年教育課)
- ※(5) 報第1号 学校薬剤師の任免について(学校保健課)
- ※(6) 報第2号 岐阜市教育委員会附属機関委員の任免について(青少年教育課)
- ※(7) 第5号議案 岐阜市教育委員会附属機関委員の任免について(青少年教育課)
- ※(8) 第6号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任免について(青少年教育課、市民体育課)

7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の報告及び議案は、秘密会形式で審議した。

8 議事の経過

午後3時30分開会開議

○後藤委員長 定刻より遅れまして申し訳ありませんでした。では、只今より平成27年第1回教育委員会定例会を開会します。本日は、小野木委員が所用のため欠席ですが、5人の委員が出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めてまいりたいと存じます。前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。

本日は、傍聴希望者がいらっしゃいますので、入室を認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○後藤委員長 異議なしということですので、傍聴者に入室していただきます。

(傍聴者入室)

○後藤委員長 傍聴者に申し上げます。傍聴に当たり、傍聴券裏面の注意事項を厳守していただきますようお願いいたします。また、岐阜市教育委員会傍聴規則第11条の規定により本会議の録音は禁止いたします。会議運営にご協力をよろしく申し上げます。

それでは、お手元にごございます議事日程をご覧ください。本日は、諸般の報告が2件、議事のうち議案が6件、承認を要する報告が2件となっています。議事日程には、秘密会で審議すべき案件が記載されていますが、このとおり扱うことにご異議はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○後藤委員長 では、日程第4の諸般の報告に入りたいと思います。報告(1)につきまして、事務局は説明をお願いします。

○内堀社会教育課長 社会教育課から報告申し上げます。既に新聞・テレビ等で報道されているとおり、去る1月16日、国の文化審議会は、長良川の鵜飼漁の技術を国の重要無形民俗文化財に指定するよう、文部科学大臣に答申いたしました。今後の予定ですが、答申の内容とおりで3月上旬頃に告示、指定される見込みです。1ページをご覧ください。指定の名称は、「長良川の鵜飼漁の技術」です。岐阜市の長良川鵜飼と関市の小瀬鵜飼を併せての指定となります。鵜飼漁の概要につきましては、資料のとおりでございます。無形民俗文化財指定後も、調査を継続し、鵜飼文化の更なる価値向上を図り、広くPRを進め、保存・継承のための仕組みづくり等に努めて参りたいと考えております。以上です。

○後藤委員長 それでは、質疑に移ります。報告(1)について、ご質問、ご意見等ありませんか。

○足立委員 国の文化財指定を受けますと、岐阜市にとってメリットがあるのでしょうか。

○内堀社会教育課長 国の文化財の指定を受けますと、国から補助を受けられる仕組みはあるようですが、それほど大きな額ではないと聞いております。むしろ「長良川の鵜飼漁の技術」が国民の宝として認知されたことに意義があると考えており、指定を機に、今まで以上に鵜飼を広くPRできることが、最大のメリットではないかと捉えております。一方で、今後、国民の宝として認知される分、鵜飼漁の技術を守り、後世に伝えていくことが我々に責務として課せられると考えます。

○後藤委員長 その他にありませんか。

○中島委員 素晴らしい報告をいただき、うれしく思います。今、守り伝えていくというお話がありましたが、私の子どもが小学校5年生の時に、授業の一環で鵜飼見学をしました。保護者が乗る船も用意していただき、一緒に乗船したことがあります。岐阜に住んでいながら、初めてその時に鵜飼を見学しました。川から見る景色が大変素晴らしく、岐阜の良さを改めて感じたことを覚えています。市民の皆さんに、岐阜市の良さを知っていただけるような工夫をこれからもお願いしたいと思います。守り伝えていくのはこれからの子ども達なので、幼稚園から中学生までのお子さんが鵜飼に何らかの形で関わられるような仕組みを作っていただけると良いのではないかと思います。

○早川教育長 現在、鵜飼見学は小学校5年生の子ども達を対象としていますが、その年齢で果たして鵜飼の良さを理解できるのでしょうか。一番効果的なのは何年生なのか、もう少し上の学年のほうが適しているのではないかとも思いますが、どうでしょうか。現在、先生方には、「大人になった時に、もう一度鵜飼船に乗ると面白さがわかる」と子ども達に話すようお願いしております。コミュニティ・スクールの中で議論して、もっと上の学年で体験させるという学校が出てくるかもしれませんね。鵜飼見学は、どの小学校でも5年生を中心に行っているのでしょうか。

○川治学校教育審議監兼学校指導課長 そうです。

○後藤委員長 小学校5年生を対象に行うようになって15年ほど経つでしょうか。

○早川教育長 ところで、国の指定までに多くの時間を要したように思いますが、その点について、担当課としてどのように思いますか。

○内堀社会教育課長 平成17年度から事業に着手し、10年かかりました。時間はかかりましたが、その間に様々な調査・価値付けが出来たと思っております。時間はかかったが、「鵜飼文化が鵜飼漁を中心にして周辺を見る文化」、教育長が仰った「大人が見て楽しむ、遊興的な文化」として発達してきたと判明したことが、大きな成果と捉えております。今後も諸課題の解決に取り組み、後世へ繋げていきたいと思っております。

○早川教育長 先ほど中島委員からご指摘がありましたが、指定を契機に、今後、観光や教育の分野でどのように工夫し反映させていくのでしょうか。具体的なアイデアはありますか。

○内堀社会教育課長 社会教育課では、「鵜飼の“語り部”育成セミナー」という講座を平成25年度から実施しており、今年度で2年目になります。今後、そうした市民のボランティアグループの方々等の活用を考えております。来年度以降は、語り部の方々に様々な取組みを自主的に企画していただくことを考えており、その中でも学校との関係は重要な位置を占めます。

○後藤委員長 今後は、世界遺産も視野に入れて検討する予定でしょうか。

○内堀社会教育課長 そのような夢や願いはあります。

○若山教育委員会事務局長 その夢や願いのためにも、まずは国から正式に指定を受けなければなりません。

○後藤委員長 その他、よろしいでしょうか。次に、議事日程第5の議事に移ります。第1号議案から第4号議案について、事務局は続けて説明をお願いします。

○長谷川教育政策課政策係長 資料の7ページから9ページをご覧ください。第1号議案は、岐阜市教育委員会委員定数条例の改正に関するものです。7ページに委員定数を改正前は6人、改正後が5人と記載されております。9ページの図で、上段に現行、下段に法改正後のイメージを表しております。法改正後も、教育委員会を構成する人数に変更はありませんが、現行制度において、教育長は教育委員の1人であり、委員兼教育長です。法改正後は、教育長として、市長から直接任命を受けるということになります。従って、委員と名の付く方の人数が形式上1名減ることになりますので、その改正を行うというものです。条例がいつから施行されるかということですが、9ページ上段の現行制度によって任命された教育長が在職中の間は6名で、現行制度の教育長が任期を全うされたとき、又は事情によってお辞めになり、不在になられたときに5名に変わるという仕組みとしております。

11ページをご覧ください。第2号議案は、附属機関設置条例の改正で、改正内容は2点です。1点目は、教育委員会制度改正に関連した内容で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条ずれに伴う形式的な変更を行うものです。2点目は、12ページに記載があります。これまで岐阜市立図書館機能等検討委員会を設置し、新図書館のあり方を議論してまいりましたが、12月末に新図書館の運営のあり方の議論がまとまりましたので、検討委員会を廃止するものです。新図書館に移行後は、教育委員の皆様は7月の定例会にお諮りしたとおり、図書館協議会を設置して引き続き新図書館のあり方について議論していくことを予定しております。

15ページにまいります。第3号議案は、岐阜市立幼稚園保育料に関する条例です。公の施設について、使用料を条例で定めることとされていることに基づき、これまで、市立幼稚園の保育料について、条例で月額8,500円の保育料を定めておりました。この4月から、子ども・子育て支援法に基づいた子育てに関する新制度が始まります。その中で、認定こども園、幼稚園、保育所について、利用制度を一元化します。実際の一元化の手法は、財政支援です。実際の施設の利用料につきまして、子ども・子育て支援法の規制を受けることとなります。具体的には、支援法の中で、政令で定める額を限度として、世帯の所得状況その他を勘案し、市町村が定める額によることと規定されています。16ページから17ページに、所得に応じた保育料の額を記載しております。現行の月額8,500円を基礎とし、所得ごとにそれぞれ月額保育料を定めるという内容です。また、認定こども園と保育所につきましては、福祉部が条例で利用者負担額を定めると聞いております。

23ページをご覧ください。第4号議案は、岐阜市ドリームシアター岐阜に関する条例です。

岐阜市において、子ども未来部設置に向け準備を進めております。子どもに関する施策を一元化するという事で、現在、教育委員会において所管しているドリームシアター岐阜を、子ども未来部に移管し、子ども施策の充実を図っていくということです。条例上、「教育委員会」という文言を「市長」に改めることとしております。ドリームシアターの運営方法が、条例の改正によって変わることは想定しておりません。以上です。

○後藤委員長 只今、説明のありました議案につきまして、順次ご質問、ご意見等伺います。まずは第1号議案につきまして、ご質問、ご意見等ありませんか。では、第2号議案についてはいかがでしょうか。

○早川教育長 この議案は、法律の改正に伴う条ずれを改めるものですね。

○長谷川教育政策課政策係長 そうです。岐阜市教育委員会事務点検評価委員会のほうは条ずれに伴って改めるもので、内容は全く変わりません。次のページの図書館機能検討委員会については、審議を終えたため廃止するというものです。

○後藤委員長 第2号議案について、その他よろしいでしょうか。それでは続きまして、第3号議案についてはいかがでしょうか。

○中島委員 岐阜市の公立幼稚園の基準についての見直しですね。私立は違いますね。

○長谷川教育政策課政策係長 私立の幼稚園の利用者負担額については、福祉部所管です。

○早川教育長 岐阜市立幼稚園については、どうですか。

○長谷川教育政策課政策係長 岐阜市の施設については、資料21ページをご覧ください。制度の説明をいたします。同ページの左下にある認定区分の表に、1号認定から3号認定の記載があります。2号、3号認定といいますのは、「現在保育を必要とする子ども」を対象としています。保育が必要であると認められたお子さん、2号認定は満3歳以上、3号認定は満3歳未満を指しますが、お子さん達について保育所、認定こども園の保育利用が認められます。それ以外のお子さんについては1号認定とし、幼稚園ないし認定こども園の教育利用が認められます。子ども・子育て支援法では、市町村が利用者負担額の基準を定めることとされており、それは岐阜市が設置した施設においては、公の施設の使用料ということになりますので、施設の使用料に当たる保育料を条例で規定し、私立の施設につきましては、基準額、限度額を定めるということになります。今回お諮りしている議案は、1号認定のうちの公立部分、つまり岐阜市立分の使用料を定める条例となります。福祉部で規定するの

は、1号認定のうちの私立分の基準額と2号、3号認定の保育所の実際の使用料、基準額ということとなります。

○**早川教育長** 岐阜市の基準額は、他の市町村とは違いますか。

○**長谷川教育政策課政策係長** 市町村ごとに定めますので、異なります。政令で定める額を限度としておりますので、上限は変わりません。

○**早川教育長** 他の市町村と比較して、岐阜市の基準額はどうか。

○**久保田教育政策課主幹** 他の中核市や周辺市町村に比べても高いです。

○**早川教育長** なぜですか。

○**久保田教育政策課主幹** 本市では、国の交付税の算定方法を参照して保育料を定めており、前回保育料が上がったのは、この算定方法が上がったことによるものです。

○**早川教育長** 何を基準にこの金額を設定しているのですか。

○**久保田教育政策課主幹** 国は保育料そのものの根拠となる基準は示しておりません。市では、国の交付税算定方法から勘案した数値を基に保育料を定めております。

○**後藤委員長** 資料の中にある国のイメージの額と比較しますと、かなり差がありますね。

○**久保田教育政策課主幹** 国のイメージの上限25,700円というのは、全国の私立幼稚園の保育料の平均額です。岐阜市内の私立幼稚園の保育料の平均額は約28,400円です。

○**後藤委員長** 今回の改正により、恩恵を受けるのは、どの階層になりますか。

○**久保田教育政策課主幹** 保護者の所得階層区分が、従来の就園奨励費補助金の3段階から5段階に変わります。第1階層である生活保護世帯の利用者負担は0円ということが、国の方針で決定されておりますので、第1から第3階層については、今までの就園奨励費補助よりも恩恵を受けることとなります。また、第3子以降については階層に関係なく0円ですので恩恵を受けることとなります。

○**足立委員** 保育園は別ですね。

○久保田教育政策課主幹 保育園を所管する国の省庁は厚生労働省ですが、岐阜市は公立・私立ともに同額で定めております。資料にあります2号、3号認定の保育所分も同額になっております。

○長谷川教育政策課政策係長 利用者負担額を決めるのは、施設の設置者です。市立幼稚園の設置者は岐阜市ですので、岐阜市が条例で定めます。私立幼稚園の設置者は学校法人ですので、それぞれ園則、学則で定めることとなります。認可を受けた保育所につきましては、法で市町村が徴収額を定めて徴収することとされております。その基準は厚生労働省が定めているのですが、実際の額の決定は市町村ごとに行うこととされており、今後も保育所につきましては、公立、私立を問わず市町村が額を決定し、徴収するという仕組みです。

○早川教育長 保育料が他の市町村よりも高いということであれば、岐阜市の子育て環境は良くないということになりませんか。それとも、所得の低い世帯にとっては、十分に手厚い仕組みとなっているのですか。

○久保田教育政策課主幹 現状では月額8,500円を上限としており、就園奨励費補助を考慮しますと、保護者負担に関しては十分に軽減されているものと考えております。

○後藤委員長 第3号議案について、その他よろしいでしょうか。それでは、続きまして第4号議案について、ご質問、ご意見等ありませんか。私からお尋ねしますが、子ども未来部に移管するのは、ドリームシアター岐阜だけでしょうか。

○長谷川教育政策課政策係長 本日は、条例の改正についてご意見を伺うということでドリームシアター岐阜についてのみお諮りしておりますが、3月までに教育委員会規則の改正に関連して、残りの事務につきましても改めてお諮りする予定です。

○後藤委員長 わかりました。その他、よろしいでしょうか。ないようですので、一括でお諮りいたします。第1号議案から第4号議案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○後藤委員長 ご異議ないようですので、原案のとおり決することとします。続きまして、秘密会に移る前に次回の会議の日程を確認したいと思います。次回の定例会は、2月24日火

曜日、午後1時から青山中学校で開催を予定しております。皆様、よろしくお願ひします。
それでは、秘密会形式で審議をいたします。

(削除)

○後藤委員長 以上をもちまして、本日の議事は終了し、教育委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後4時15分閉議閉会